

高津区地域福祉計画推進会議委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、高津区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第8号に規定する公募市民に関して必要な事項を定める。

(申込資格)

第2条 申し込むことができる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 原則として年齢20歳以上の者
- (2) 高津区に引き続き1年以上居住している者
- (3) 本市の他の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 本市職員でない者。ただし、市退職職員は申し込むことができる。

(公募人数)

第3条 公募する人数は、原則2名とする。

(選任の任期)

第4条 選任の任期については、要綱第4条に規定する開催期間に従うものとする。

(申込方法等)

第5条 申込方法については、次のとおりとする。

- (1) 申し込もうとする者は、市販の罫紙、便せん等の用紙に次に掲げる事項を記載したもの（以下「申込書」という。）に小論文（800字程度のもの）を添付して申し込むものとする。

ア 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日

イ 区民になった日

ウ 職歴（主なもの）

エ 地域での活動経験

- (2) 前号の申込書及び小論文の様式は、自由とする。

- (3) 第1号の申込書及び小論文は、返還しないものとする。

- (4) 小論文のテーマは次のいずれかとする。

ア 福祉のまちづくりを推進していくために必要なこと

イ 地域福祉について、地域での活動の中で感じたこと

2 郵送による申し込みの場合は、消印日をもって申込日とする。

(選考方法)

第6条 高津区地域福祉計画推進会議公募委員選考委員会を設置し、書類審査により選考を行うものとする。

2 選考の結果については、当該申込者に通知する。

(公募人数を満たさなかった場合)

第7条 公募を行った結果、次に掲げるときは、再公募を行わずに委員を選任することができるものとする。

- (1) 申込者数が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る）。
- (2) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る）。
- (3) 選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る）。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成17年12月20日から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。